

事務連絡
令和5年3月15日

保護者の皆さまへ

香芝市福祉部保育課

新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額（保育料）減免措置の終了について

平素は、本市福祉行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より新型コロナウイルス感染症拡大防止についてご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症による臨時休園や、感染及び濃厚接触者に指定された場合には自宅での待機をお願いしており、利用者負担額（保育料）については日割り計算による減免を実施しているところです。

そのような中、内閣府より、令和4年12月27日付で、新型コロナウイルス感染症対策の状況を鑑み、保育料の減免措置について令和5年4月以降は廃止する旨の通知がありました。

香芝市としましては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの拡大防止のため、自宅待機等の対応は次年度以降も継続いたしますが、市内感染状況や国内での感染予防への対応を総合的に判断し、令和4年度末をもちまして、新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額（保育料）減免措置を終了することといたしました。

保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力よろしく願いいたします。